CHUO LAW OFFICE NEWS



中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階電話 06-6365-8111(代表)/ファクシミリ 06-6365-8289





^{弁護士} 安保 智勇 (ぁぼ・ちゅう)

出身大学 中央大学法学部

経歴 1986年4月 最高裁判所司法研修所修了 38期 大阪弁護士会登録 中央総合法律事務所入所

1990年 ニューヨーク州弁護士登録 ミシガン州弁護士登録、 米国デッキンソン・ライト 法律事務所勤務

1992年 中央総合法律事務所復帰

取扱業務 国際取引、金融法務、貿易 法務、会社法務、商事法務 、民事法務、知的所有権、 独占禁止法務、税務法務

連邦量刑ガイドラインに見る法令遵守体制確立の指導原則 (その2)

弁護士 安保智勇

前回述べましたように、連邦量刑ガイドラインでは、連邦法上法人に対して課される罰金の決定に関して、当該法人の法令遵守体制の存否を金額の決定の考慮要因 - 具体的には、当該法人に法令遵守体制が存在することを罰金額を軽くする要素とする - と認めております。ガイドラインでは、法令遵守体制を、「法律違反を予防し探知する効果的プログラム」と表現しておりますが、その内容をご理解いただくには、その原文をそのまま紹介するのが、一番適当だと思われます。そこで、ガイドラインが述べるところを少し長くなりますが、以下に引用いたします。

「法律違反を予防し探知する効果的プログラム」とは、一般的に犯罪の予防及び探知に効果的なものとして、合理的に設計、実施されているプログラムを意味する。当該の行為を予防ないし探知できなかったことは、それ自体のみでは、プログラムが効果的でなかったことを意味しない。法律違反を予防、探知する効果的なプログラムの眼目は、従業員その他の代理人による犯罪行為を予防、探知する合理的な努力を行ったかということである。合理的な努力というためには、最低限、組織は以下の種類の手段を取らなければならない。

- (1) 組織は、犯罪行為の可能性を合理的に減少 するような、従業員その他の代理人が従うべき 法令遵守の規準及び手続を作成しなければ ならない。
- (2) 組織内の高い地位にある特定の個人(1名ないし複数)が、かかる規準及び手続の遵守状況を監視する責任を有しなければならない。
- (3) 組織は、違法な行為に従事する傾向があると 知り、もしくは、合理的な努力の結果、知りうべき であった者に対して裁量権を与えないような注 意を取らなければならない。
- (4) 組織は、かかる規準及び手続について全ての 従業員その他の代理人に対して効果的に知 らせる手段、例えば、訓練プログラムへの参加、 何が要求されるのか、実際的な方法で説明す る出版物の配布等、を講じなければならない。

- (5) 組織は、当該規準の遵守を達成するため、合理的な手段を講じなければならない。例えば、従業員その他の代理人の犯罪行為を合理的に探知する監視及び監査システムの利用、従業員その他の代理人が組織内の他の者の犯罪行為を報復の恐れなく報告できる報告システムの実施及び周知等。
- (6) 規準は、適切な懲戒手続によって常に施行されなければならない。 適当な場合には、犯行を探知できなかったことに責任ある者の懲戒を含む。 犯行に対して責任ある個人の十分な懲戒は施行の必要条件であるが、適当とされる懲戒の形態は個々のケースによる。
- (7) 犯行が探知された場合には、組織は、犯行に対して全ての合理的な処置を講じてこれに適切に対処し、また、将来の同様の犯行を予防しなければならない。これには、法律違反の予防及び探知のために必要なプログラムの変更を含む。

法律違反を予防し、探知する効果的なプログラムのための必要な具体的な措置は、いくつかの要因による。かかる要因としては、

- (i) 組織の規模 必要とされる法律違反を予防、 探知するプログラムの公式性の度合いは、組 織の規模によって異なる。組織の規模が大き いほど、一般にはプログラムは公式のものとなる べきである。大規模な組織は、従業員その他 の代理人が従うべき規準及び手続を規定した 書面での規則を作成しなければならない。
- (ii) 事業の性質上、ある種の犯罪が行われる可能性 もし、組織の事業の性質上、一定の犯行が行われるリスクが高い場合には、経営陣は、その種の犯行を予防、探知する手段を講じなければならない。例えば、組織が毒物を使用する場合には、これらの物質が常に適切に使用されることを確保するための基準及び手続を作成しなければならない。もし、価格設定の自由を有する販売員を雇用する組織の場合には、談合を予防し、探知するような規準及び手続を作成しなければならない。もし、組織が製品の重要な性質の表示の自由を有する販売員を雇用する場合には、詐欺を予防する基準及び手続を作成しなければならない。

(iii)組織の過去の歴史 組織の過去の歴史は、 予防の手段を講ずる必要のある犯罪の種類を 指摘する場合がある。組織が以前行ったものと 類似する不祥事の再発は、かかる不祥事を予 防する全ての合理的な手段が講ぜられたかど うかについて、疑いを生じさせる。

組織が、適用される業界内部の慣行ないし適用される政府の規制で要求される基準に従わないことは、法律違反を予防、探知する効果的プログラムの存在について不利に判断される。

* * *

以上の通り、連邦量刑ガイドラインでは、法令遵守体制の存在が認められるための7原則を規定しております。

これらは、要約すれば、 法令遵守の規準及び手続の作成、 法令遵守状況の監視責任者の任命、 裁量権の制限、 法令遵守規準の従業員への周知、 法令違反行為の報告シス

テム、 法令違反者等に関する適切な懲戒、 法令違反行為に対する適切な対処、ということに なります。

この連邦量刑ガイドラインに規定されている原則は、一般に米国で社内の法令遵守プログラムを策定する場合の指導原則とされております。例えば、米国において医療業界等の規制産業に関しては、個別の業界毎に適用されるべき法令遵守体制に関するガイドラインが監督官庁により公表されている例がありますが、これらは、上記の連邦量刑ガイドラインの原則を個別の業界について敷衍したものとなっております。

もっとも、上記7原則及びそこに記載されている コメントはかなり具体的なものでありますが、なお、 その実際の適用については、一定の疑義を生じ させるものであります。

そこで、次回以降では、上記7原則について、も う少し詳しく見てみたいと思います。 以上





弁護士中務 尚子(なかつかさ・なおこ)

出身大学 京都大学法学部

経歴 1994年4月 最高裁判所司法研修所修了 (46期) 大阪弁護士会登録 中央総合法律事務所入所

取扱業務 民事法務、商事法務、会社 法務、知的所有権、家事相 続法務

平成14年商法改正(平成15年4月1日施行)

弁護士 中務尚子

平成14年5月29日に改正商法(「商法等の一部を改正する法律」、平成14年法律第44号)が公布され、平成15年4月1日は)施行されることとなりました。今回の改正は、平成13年改正に続き、商法の大幅見直し作業の一環として行われたものであり、経営手段の多様化及び経営の合理化を図る観点から、会社の機関関係を中心に制度全般にわたり見直されています。

本稿では、平成14年改正法について、ともに改正された「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(以下「商法特例法」と併せ、その概要をご紹介したいと思います。

なお、平成13年改正の概要につきましては、CLOニュース25号(3頁)及び26号(3頁)の各論稿をご参照ください。

1 会社機関関係の改正

委員会等設置会社制度の導入

平成14年改正商法により、商法特例法の一部が改正され、「委員会等設置会社に関する特例」(商法特例法21条の5~39)が創設されました。商法特例法上の「大会社」(商法特例法1条の2①)または「みなし大会社」(商法特例法2条②)が、定款でこの制度の適用を受ける旨を定めることにより、利用することができます(商法特例法1条の2③)。

委員会等設置会社制度は、業務執行の監督機関 として、「指名委員会」「監査委員会」及び「報酬委 員会」という3委員会を置くとともに、業務執行を担 当する役員として「執行役」を置き、取締役から執 行役への大幅な権限委譲を許容するものです。監 査役を置くことはできません。また、指名・監査・報酬 の各委員会は取締役3人以上で組織され、その過 半数は社外取締役でなければなりません。委員会 等設置会社の取締役は、会社の通常の業務執行 行為に従事することはできず、代表取締役に代わる ものとして、代表執行役が置かれます。なお、現在の 会社実務上、「執行役員」を置く会社が増えていま すが、執行役員は、重要な使用人すなわち従業員 であって、取締役の指揮命令下にあるのに対し、委 員会等設置会社の「執行役」は、取締役と並ぶ役 員であり、株主代表訴訟の被告ときなるものです。 各委員会のうち、指名委員会は、取締役の選任・解 任についての株主総会への議案提出を、監査委員 会は取締役及び執行役の職務の執行の監査等、 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける報酬 の内容の決定について、権限を有します。

重要財産委員会制度

委員会等設置会社制度を選択しない会社においても、取締役会の決議事項をできるかぎり少数の業務担当取締役だけで決定できるようにしたいとのニーズに応え、重要財産委員会制度が導入されました(商法特例法1の3②~⑤)。この制度の導入により、取締役会は、3人以上の取締役をメンバーとする重要財産委員会に対し、商法260条2項1号及び2号に定める重要な財産の処分、譲受け、多額の借財についての決定権限を委任することができます。この制度を利用できるのは、取締役が10人以上の大会社またはみなし大会社であって、社外取締役を1名以上置いている会社です(商法特例法1の3①)。

株主総会特別決議の定足数の緩和

商法上、定款の変更(343条)合併(408条)営業譲渡(245条)新株ないし新株予約権(ストックオプション)の第三者への有利発行(280条の2、280条の21)などについては、株主総会の特別決議を経ることを要します。しかし、昨今の個人株主の増大等に伴い、総株主の議決権の2分の1という定足数を確保することが困難となり、定足数割れによって決議が成立しない危険性が高まっていました。そこで改正商法は、定款により、特別決議の定足数を総株主の議決権の3分の1まで緩和することを認めました(343条①②)。

株主総会手続の簡素化

- (1) 議決権を有するすべての株主の同意があれば、招集手続を省略できることとなりました(236条)。
- (2) 株式の譲渡制限がある会社について、定款により、招集通知の発送から株主総会の開催までの期間を1週間まで短縮することが認められました(232条①但し書)。
- (3) 平成13年11月改正商法により、書面投票ないし電子投票制度を採用することが認められていましたが(239条の2、239条の3) さらに、議決権を行使することができるすべての株主が書面投票または電子投票(E-Mail送信)によって議案に同意したときは、その時点で、総会決議があったとみなすことにより、現実の株主総会の開催を省略することが認められました(253条①)。

業務担当取締役

商法上、代表取締役が会社を代表すべきことと 定められていますが(261条)、個々の取締役の業 務執行権限については明文の規定がありませんで した。しかし、専務取締役、常務取締役といった取 締役が業務を担当することが多く、また近時は、海 外事業担当取締役のように、会社の事業部門ごと に担当取締役を決め、この取締役が業務執行する 体制をとる会社が増えていました。そこで改正商法は、「代表取締役」と「業務担当取締役」が、業務執行権限を有することを明文化しました(260条31号、2号)。業務担当取締役は、取締役会決議によって指名され、当該取締役がこの指名を受諾することで業務担当取締役となります。

取締役の報酬規制

近時、業績連動型報酬など、確定額ではない報酬制度の導入が広まり、また、職務執行の対価として、報酬金のほか、ストックオプションなど額面がないものの支給が増えてきたことから報酬規定を見直し、取締役の報酬について、不確定な金額を報酬とする場合にはその具体的な算定方法を、金銭以外のものを報酬とする場合にはその具体的な内容を定めることとされました(269条①)。その結果、取締役に対し、職務執行の対価として現物が支給される場合には株主総会決議が必要となりますので、当該現物支給が(例えば取締役が社宅や社用車を使用している場合)職務執行の対価なのか否か判断が難しいケースが生じてくるものと考えられます。

2 株式関係の改正

種類株主の取締役等の選解任権

株式の譲渡制限がある会社について、定款により、新たな種類株式として、種類株主総会における取締役または監査役の選解任について内容の異なる株式の発行を認めるものです(222条①6号)。これにより、ベンチャー企業へ投資家が特定の取締役を送り込んだり、逆に従前の経営者の側が経営権を確保しつつ安心してベンチャーキャピタルの投資を受けられるようになったり、あるいは合弁会社において出資割合に応じて各出資者が取締役を選任したりするということが可能になりました。

例えば、A社が6割、B社が4割を出資して、会社の設立を予定した場合、改正前であれば6割を出資するA社が全役員を選任することができましたが、B社としても、出資割合に見合った経営権を獲得したいというニーズがありました。この場合、取締役の員数を5人とし、そのうち3人を選任できるA株式と、2人を選任できるB株式を発行し、A株式をA社に、B株式をB社に割り当てることによって、取締役会を構成する取締役の人数についても、出資割合を反映させることができます。

株券失効制度の創設

株主が株券を紛失や盗難等によって喪失した場合、発行会社に対して株券喪失登録をすることにより、登録の翌日から1年経過後に株券が無効となる制度です。従来、株券を喪失した株主は、裁判所へ公示催告手続を申し立てなければなりませんでした

(改正前230条)。しかし、公示催告手続には費用と時間がかかるほか、公示催告期間中に株券を善意取得される可能性があるなど、株主にとって必ずしも実効的なものではありませんでした。

そこで改正商法は、新たに株券喪失登録という 手続を定め(230条以下) 喪失株式の公示催告・ 除権判決の制度を廃止し(230条の9の2) 裁判所 を介さず、発行会社において株券を無効とし、再発 行することを可能にしました。

所在不明株主の株式売却制度

所在不明株主の株式について、発行会社が売却することを認める制度が創設されました。当該株主の株主名簿上の住所に宛てて発送した通知が継続して5年間到達せず、登録質権者がいる場合は、登録質権者に対する通知もまた継続して5年間到達せず、かつ当該株主が5年以上継続して利益配当等を受領しないという要件をみたす場合に、発行会社は取締役決議により、その株式を売却することができます(224条の4)。

売却方法は、原則として裁判所での競売手続ですが、市場価格のある株式はその価格をもって、市場価格のない株式は裁判所の許可を得て、競売以外の方法で売却できます(224条の5①)。但し、売却に先立ち、公告と個別通知をなし、当該株主あるいは利害関係人に所在不明者でないことを主張する最後の機会を与えなければなりません(224条の

なお、売却の相手方には制限はなく、会社は、取締役会決議により自ら買受人となることができます(自己株式の取得。224条の5②)。

端株等の買増制度

定款で定めることにより、端株や単元株未満株を 有する者が、会社に対し、会社が保有する端株又 は単元株未満株を売り渡して、一株の株主又は一 単元の株主となることを請求できることになりました。

3 その他の改正

現物出資、財産引受及び事後設立の目的財産の価格証明制度の導入

現物出資、財産引受または事後設立を行う場合、原則として裁判所の選任する検査役の調査を受けなければなりませんが、従前は、不動産に限って、不動産鑑定士の鑑定評価付の弁護士証明による代替が認められていました(旧173条③)。改正商法は、これを目的財産を問わず、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家による財産の価格の証明を受ければ、取締役は検査役の調査を裁判所に請求することを要しないこととしました(173条②3号、181条②、246条③、280条の8②)。



^{弁護士} 川口 冨男

出身大学 京都大学法学部 経歴 1959年4月 最高裁判所所司法研修所修了 (11期) 裁判官任官 東京所所、大阪高所等所 の裁判官および最高裁判所 の裁判官および最高裁判所 調査官として民事裁判に携

京都家庭裁判所所長、京都 地方裁判所所長、高松高等 裁判所長官歴任

1999年11月 高松高等裁判所長官を定年 退官

2000年1月 大阪弁護士会登録 中央総合法律事務所入所

取扱業務 民事法務、商事法務、会社 法務、金融法務、倒産法務 、行政法務、家事相続法務

裁判エッセイ 5

弁護士は事柄を絶対的にではなく、相対的に考えることを旨とする職種である。 なぜ弁護士が役に立つか。

医師、公認会計士等の専門家と弁護士の違い

医師、公認会計士、税理士、弁理士或いは建築士などの専門家と弁護士の違いはどこにあるのでしょうか。

医師が医学の世界、公認会計士が会計の世界、そして、弁護士が法律実務の世界というように、それぞれが異なる専門領域における専門家であるということができるのですが、そうした専門領域の違いとは別に、弁護士はここに挙げた多くの専門家とは際だった特徴を持っているのです。

それは、弁護士の相対的思考方法というものだと、私は思っています。

弁護士の相対的思考方法とは

弁護士の仕事の中心は、紛争の解決であったり、その予防であったりしますが、紛争という性格上、必ず相手方がいるのです。それは私人であったり、企業であったり、或いは国などの公共団体であったり、その対象はいろいろですが、弁護士には自分側の依頼者の他に、必ず相手方を想定しなければなりません。

依頼を受けた問題を解決するのが弁護士の 仕事となりますが、常に相手方の存在、その動きなどを考慮しながら、依頼者にとって一番良い 解決方法が何かを考えなければなりません。

なんでも訴訟を提起し、判決を得るという選択は、依頼者の利益をむしろ損なうことになるのです。

つまり、弁護士は、いつでも相手方が持っているかもしれない情報や相手方の出方などを計りながら、すなわち、相対的に事柄を推し量りながら、その中から最善の選択をすることを仕事としているのです。

もちろん、この選択をする際に考慮することは 沢山あります。第一に本件の事実特有の情報 をすばやく獲得しなければなりません。第二に、 法律専門家としての知識、経験を駆使して、事 柄の正確な位置づけをしなければなりません。 そうして、第三に、相手方の持っているであろう 情報や予想される相手方の反応について、多 角的に検討しなければならないのです。

第一と第二の検討だけで、有無をいわせない断定的結論を出して、これを相手方に押しつけたりしません。そんなことをしたら、紛争が火を噴くことが明らかです。場合によっては、依頼者の提示した事実を念頭に置きはするが、それにとらわれないで、静かに相手方と交渉するのが

良いと判断することもありましょう。

解決への近道

こうした弁護士の相対的性格は、紛争解決の上で、最善の方策を選択し、かつ実行することになりますから、おのずから解決への近道を与えてくれることになります。

このことは、同じ法律専門家でも、法律学者との決定的な違いです。法学部の学者を一定期間勤めると、法曹資格が与えられることになっています。しかし、私が昔裁判官をしていたときに、何度かこのルートで法曹資格をとった弁護士に接した経験によりますと、相対的思考方法が身についておらず、「絶対的」な訴訟活動をされる傾向があったように思いました。そしてそれは、紛争の解決をより困難にしたものでした。

相対的性格と活動領域の拡大

同じように、弁護士以外の上記の専門家は、むしろ絶対的判断を押しつける、というと言葉に語弊がありますが、とにかく真実はこれ、ということを宣言することを任務とするものです。それはむしろ科学者のように、一定の客観的結論を出すのが本来の役割と期待されている専門家です。医師の場合、診断の結果はこれこれ、治療方法はこれこれ(複数であっても、方法が違うだけです)と開示し、患者にどの治療を受けるかの選択を迫ることになります。そういう意味で、妥協はなく、相対的ではないのです。公認会計士ならば、会計基準によればこうなるというように、やはり客観的な結論を提示するところに本務があります。

弁護士のこうした相対的性格が、社会で役に 立っていると思うのです。社会が複雑になれば なる程、その性格が重要な働きをすることでしょう。

現在の社会の状況をみますと、訴訟の果たす役割は依然大きく、或いは一層大きくなっているともいえるのでして、ここでの弁護士の伝統的役割は従前同様重要と思われるのですが、最近は権利義務の世界とは少し異質な、目的=手段思考方式や利害の妥協的調整を計ることを求められる世界が重要性を帯びてきているように思われます。後者の世界では、弁護士の相対的思考方法が、法の筋を生かしつつ、調整ができるという意味で、役に立つことでしょう。

法律相談シリーズ



^{弁護士} 小林 章博 (こばやし・あきひろ)

出身大学 京都大学法学部

経歴 1999年4月 最高裁判所司法研修所修了 51期 大阪弁護士会登録 (中央総合法律事務所入所)

取扱業務 民事法務、商事法務、会社 法務、家事相続法務法務

「一方的に送りつけられた紳士録への対応等について」 特定商取引に関する法律の適用場面

弁護士 小林章博

【質問1】

私の会社にAという政治結社から紳士録が一方的に送りつけられました。同封された書類には、紳士録を購入しない場合は1週間以内にその旨の返事をし、かつ、商品を送り返すこと、そうしなければ売買契約は成立することになる、旨の記載があります。

- (1)私が気づいた時には、すでに1週間が経過していました。私は紳士録の売買代金を支払う必要があるのでしょうか。
- (2)一方的に送りつけられた紳士録であるにもかかわらず、当社から返送しなければならないのでしょうか。また、返送する場合、その費用を当社が負担する必要があるのでしょうか。
- (3)紳士録が送付された後、A団体から購入をす すめる電話がかかり、断りきれず承諾するよう な形になってしまいました。今からこの契約を 解消する方法はないでしょうか。
- (4)A社が政治結社を名乗っているため、不要である旨の返事をするとその団体とトラブルになるのではないか不安です。どのように対処すればよいのでしょうか。

【回答】

(1)売買代金を支払う必要はありません。

A団体が貴社に対して紳士録を送付した行為は、1週間という承諾の期間を定めた紳士録の売買契約の申込の意思表示と評価できます。本件では、貴社は1週間以内になんの返答もされていないのですから、A団体の申し込みは効力を失います(民法521条2項)。従って、紳士録の売買契約は成立しておらず、貴社は紳士録の売買代金を支払う必要はありません。

なお、A団体のように商品購入の申し込みを受けていない消費者に対して事業者が売買契約の申し込みをし、かつ商品を送付するような商法はネガティブ・オプションと呼ばれています。このような商法は、消費者に対して商品を押し付ける不公正な取引方法であり、民法の原則に従って消費者が購入の意思表示を示さない限り、このような一方的行為によって売買契約が成立することはありません。さらに、このような商法を抑止するために後述のとおり特定商取引に関する法律によって一定の規制がなされています。

(2) 貴社は、A団体に対して、紳士録を引取るよう に請求すれば足り、貴社から積極的に返送す る必要はありません。 送付された商品の所有権はあくまでもA団体にありますから、民法の原則からいえば貴社で勝手に処分することはできないことになります。もっとも、それではいつまでたっても貴社が紳士録を保管し続けなければならないことにもなりかねません。

そこで、特定商取引に関する法律59条は、貴社がA団体に対して紳士録の引取りを請求したにもかかわらず、その日から7日間経てもA団体が引取らないときは、A団体はもはやその紳士録の返送を求めることができなくなると定めています。紳士録が貴社に送付された日から14日間、貴社がA団体の申し込みを承諾することなく、かつ、貴社の下に紳士録が置かれたままのときも同様とされています。

従って、上記期間が経過した後は、貴社は 紳士録を処分することができますし、これに対 してA団体は損害賠償請求権も代金請求権 も主張できないことになります。

(3) 貴社は、当該売買契約をクーリングオフすることができます。

A団体から電話によって購入をすすめられた 結果、購入を承諾した場合は、特定商取引に 関する法律の規定する「電話勧誘販売」(同 法2条3項)に該当することになります。従って、 A団体は貴社に対して契約書面(貴社とA団 体との間の売買契約の内容を明らかにした 書面、同法18条、19条)の交付義務を負いま すし、貴社は、当該売買契約をクーリングオフ することができることになります(同法24条1項)。 クーリングオフが認められるためには、 貴社 がA団体から契約書面を受領した日から起算 して8日の間に、 書面によって、売買契約の 解除の意思を表示する必要があります。なお、 この売買契約の解除の効力は、貴社が解除 する旨の書面を発送したときに生じますので(同 法24条2項 入いつ発送したかを明確にする ためにも、内容証明郵便で発送しておくべき でしょう。

(4)前述のとおり、A団体が承諾の期間を1週間と 定めており、その期間内に貴社が承諾の意思 表示をしない限り売買契約は成立しませんか ら、貴社からA団体に対して積極的に不要で ある旨の意思表示をする必要はありません。 もつとも、貴社が何の意思表示もなされなかっ た場合、翌年以降も毎年のように紳士録が送 られ続けてくるケースがあります。もちろん貴 社が申し込みを承諾されない以上、売買契約 は成立せず貴社が売買代金を支払う必要は ありませんが、そのような紳士録送付行為が 継続することは、貴社にとっても迷惑なことでしょう。 そこで、今後、同様の行為が継続することを防止するためには、紳士録の送付を受けた際に、今回の紳士録が不要である旨に加えて、今後同様の案内は不要である旨、を明確に意思表示しておくべきでしょう。

なお、本件のように紳士録を発送してきたものが 政治結社等を名乗っており、貴社からそのような 回答書を発送することを躊躇するような場合には、 弁護士名で回答書を発送することも可能ですので、 ご相談ください。

【質問2】

私の会社に、消火器の定期点検の実施と称してBという業者が訪れました。点検の結果、法律が改正され現在設置している消火器では消防法上違法であると説明されたため当社の担当者はB社から消火器を購入する約束をしました。ところが、よく調べてみると消火器を交換する必要がなかったうえ、B社の販売する消火器が相場よりも著しく高額であることがわかりました。

- (1)この契約を解消する方法について教えてください。
- (2)B社はすでに新しい消火器を設置して帰ったのですが、それでも契約は解消することができるでしょうか。
- (3)担当者がサインした売買契約書には「クーリング オフ」は適用されない旨の記載がありますが問 題ないでしょうか。

【回答】

(1)B社は、B社の営業所以外の場所である貴社内において、「消火器」という指定商品の売買契約を締結したのですから、本件売買契約は「訪問販売」(特定商取引に関する法律2条1項1号)に該当します。

従って、貴社は消火器の売買契約を解除(クーリングオフ)することが可能です(同法9条1項)。なお、クーリングオフが認められるための要件は、第1問(3)の解説を参照してください。

では、すでにクーリングオフの期間が経過しているような場合にはどうすればよいでしょうか。本件の場合、貴社は「消火器を交換しなければならない」というB社の虚偽の説明を受けて誤信した結果、売買契約を締結したのですから、売買契約を詐欺により取消すことによって契約関係を解消し(民法96条)あるいは錯誤により無効(民法95条)であることを主張することが考えられます。

(2)B社がすでに消火器の設置をすませていたとしても、売買契約のクーリングオフは可能です。

もっとも、化粧品等その使用若しくは一部の 消費により価額が著しく減少するおそれがある 商品として政令で定める商品(消火器はこれに あたりません。)については、「使用、消費すると 申込の撤回、解約することはできない。」と書面 で告げられているとき、消費者がこれを使ったり するとその分を含む商品としての最小単位部 分につき、申込の撤回、解約ができなくなる場合 がありますので、注意が必要です(特定商取引 に関する法律9条1項2号)。

なお、この場合、消火器の引取りや返還に必要な費用はB社の負担となりますので、貴社が負担する必要はありません(同法9条4項)。

(3)この特約は、貴社に法律上認められた権利を 制限する貴社に不利な特約ですから無効です (同法9条8項、1項)。従って、貴社は問題なくク ーリングオフできます。

また、もし売買契約書に、売買契約を解除した場合に貴社が損害賠償責任や違約金支払義務を負う旨の規定があったとしても、貴社はそれを支払う必要もありません(同法9条8項、3項)。





中央総合法律事務所

〒530 - 0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付 5階

TEL. 06 - 6365 - 8111(代表) FAX. 06 - 6365 - 8289

http://www.clo.gr.jp



所属弁護士等

弁護士中務嗣治郎弁護士浅井隆彦弁護士錦野裕宗弁護士川口富男

 弁護士
 岩城
 本臣

 弁護士
 中光
 弘

 弁護士
 鈴木
 秋夫

 弁護士
 岡村
 旦

 弁護士
 森
 真二

 弁護士
 中務
 正裕

 弁護士
 小林
 幹雄

 弁護士
 福屋
 憲昭

 弁護士
 村野
 譲二

 弁護士
 中務
 尚子

 弁護士
 三浦
 章生

 繊維
 寺本
 栄

弁護士 加藤 幸江 弁護士 村上 創 弁護士 近藤 恭子 法務等一級 角口 猛

 弁護士
 安保
 智勇

 弁護士
 小林
 章博

 弁護士
 藤井
 康弘